

○ 旧共有船舶にかかる債権管理状況等の報告について

〔昭和 44 年 4 月 23 日〕  
蔵理第 1702 号

改正 昭和 59 年 10 月 19 日蔵理第 3656 号  
平成 元年 4 月 1 日同第 1668 号  
令和 元年 6 月 28 日財理第 2319 号  
同 3 年 6 月 11 日同第 1932 号

大蔵省理財局長から財務局長宛

旧共有船舶にかかる延納売払代債権の管理事務処理上の資料として必要があるので、昭和 43 年度分以降は別添による報告書を毎年度ごとに作成し翌年度 6 月 30 日までに提出されたい。

なお、該当債権を有しない財務局にあつては、別添報告書を提出する必要はないので念のため申し添える。

別添報告書の作成に当たっては、電子ファイルにより作成を行うことができるものとする。また、別添報告書の提出に当たっては、電子メール等の方法により行うことができるものとし、当該方法により提出を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

おつて、昭和 42 年 2 月 8 日付蔵国有第149 号「旧共有船舶にかかる債権管理状況等の報告について」通達は廃止する。

別添  
 旧共有船舶に係る延納売払代債権の収納見込額報告書  
 (令和 年度末現在)

船主名	船名	令和 年度末債権現在額			翌年度中収納見込額			翌々年度末収納見込額			翌々年度末見込債権残額		
		延納代金	延納利息	計	延納代金	延納利息	計	延納代金	延納利息	計	延納代金	延納利息	計

記載要領

- 1 この報告書は、延納売払(和解、調停等による分割納付を含む。)中の旧共有船舶にかかる債権について記入すること。
- 2 「翌年度中収納見込額」及び「翌々年度中収納見込額」欄には当該年度期首における収納未済額及び当該年度に履行期限の到来するもののうち、確実に納付の見込まれる額を記入すること。